

総則6項の適用ロジック、税負担の錯誤、無議決権株式発行時の同族株主の判定……

# 相続税実務における よくある誤解 第4弾



本誌980号、1002号、1035号に続き、本特集では「相続税実務におけるよくある誤解」第4弾をお届けする。

1つ目の事例としては、このところ総則6項適用の可否が争点となった事案における判断枠組みとして定着している「合理的理由があれば平等原則に違反せず、総則6項を適用することが許される」のはなぜなのか、「絶対的な平等」と「相対的な平等」に焦点を当てながら改めて整理する。

2つ目の事例としては、相続時精算課税の適用要件を満たす贈与当事者間の贈与について贈与税の申告をしたところ、顧問税理士が相続時精算課税の選択届出書の提出を失念していたためにその適用が受けられず、暦年課税による贈与税の課税処分を受ける羽目になった場合に、果たして納税者や税理士による租税負担の錯誤（民法95）の主張が認められるのかどうかを検討する。

3つ目の事例としては、無議決権株式を大量に相続し、同族株主グループに属することとなった相続人が保有する当該株式を「原則的評価方式」又は「配当還元方式」のいずれで評価すべきかを検討する。

最後に4つ目の事例として、農地だった土地を雑種地に転用し、太陽光発電等に利用することとなった場合において、評価基本通達86《貸し付けられている雑種地の評価》の注書を根拠に、農地から雑種地に転用された土地の比準地目を「農地」として相続税評価することができるとの見解の真偽を検証する。

## ▶ 事例1

### なぜ合理的理由があれば平等原則に違反せず総則6項が適用できるのか

#### 平等原則は評価通達の適用においても妥当

本誌1042号（2024年9月9日号）「通達評価額とのかい離のみで“特段の事情”ありとは言えず」では、総則6項適用事案で国が

伝えしたが、一審では、令和4年最高裁判決の判断枠組みを引用し、相続株式について「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反す

る」というべき事情（特段の事情）があるか否

最新号（9月23日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。